

第 101 号議案

豊後大野市公民館条例の一部改正について

豊後大野市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

大野公民館及び犬飼公民館の新築移転に伴い、その位置及び使用料を改正したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市公民館条例の一部を改正する条例

豊後大野市公民館条例（平成 17 年豊後大野市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表豊後大野市大野公民館の項中「豊後大野市大野町田中 276 番地 2」を「豊後大野市大野町田中 81 番地 1」に改める。

別表(5)の表を次のように改める。

(5) 大野公民館

区分	利用時間	室使用料	冷暖房使用料
ホール	午前8時30分から正午まで	2,200円	2,200円
	正午から午後5時まで	2,200円	2,200円
	午後5時から午後10時まで	2,200円	2,200円
	午前8時30分から午後10時まで	6,600円	6,600円
音楽室 調理室	午前8時30分から正午まで	770円	440円
	正午から午後5時まで	770円	440円
	午後5時から午後10時まで	880円	440円
	午前8時30分から午後10時まで	2,420円	1,320円
視聴覚室 会議室 和室	午前8時30分から正午まで	550円	330円
	正午から午後5時まで	550円	330円
	午後5時から午後10時まで	660円	330円
	午前8時30分から午後10時まで	1,760円	990円

別表(7)の表中「大集会室」を「ホール」に、

「

研修室	午前8時30分から正午まで	550円	330円
調理室	正午から午後5時まで	550円	330円
図書室	午後5時から午後10時まで	660円	330円
第1会議室	午前8時30分から午後10時まで	1,760円	990円
第2会議室			
第1談話室			
第2談話室			
ふれあい室			
視聴覚室			
団体室			

」

を

音楽室 調理室	午前8時30分から正午まで	770円	440円
	正午から午後5時まで	770円	440円
	午後5時から午後10時まで	880円	440円
	午前8時30分から午後10時まで	2,420円	1,320円
視聴覚室 会議室 和室	午前8時30分から正午まで	550円	330円
	正午から午後5時まで	550円	330円
	午後5時から午後10時まで	660円	330円
	午前8時30分から午後10時まで	1,760円	990円

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表(5)及び別表(7)の規定は、別表の改正規定の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。